

証券コード 6494
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 豊田 悦章

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.nfk-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6494/teiiji/>

【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
日本青年館ホテル 8階
「カンファレンスルーム イエロー」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）をご確認のうえ、
行使期限までに行使してください。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限ま
でに到着するようご返送ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト
及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしま
す。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送
りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類
は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算
書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の
表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱い
いたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、イ
ンターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけ
ます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.Web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
2. 議決権行使の方法については以下のとおりです。
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
3. 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
4. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1. 以外の議決権行使に関するご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-782-031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などにより景気は緩やかな回復傾向で推移いたしました。

その一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れリスクのほか、物価上昇、中東地区をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響など先行きについては依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは「事業基盤の強化」、「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」、「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの経営基本方針を掲げて全社を挙げて取り組んでまいりましたが、前期より顕著となっていました新規受注の落ち込みなどから、期初受注残5億7千6百万円（前年比47.1%減）と厳しい状況でのスタートとなりました。

2024年6月には大手自動車会社からの2億9千万円の大型受注を獲得するなど積極的に受注獲得に取り組んでまいりましたが、プラント部門において受注を見込んでいた大型案件が延期になるなど非常に厳しい事業運営を迫られることとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は20億8千2百万円（前年比2.1%減）、また、利益面につきましては、徹底した経費節減を継続したほか、期末にかけて利益率が比較的高い部品等の受注があったことなどにより、営業利益は1億3千7百万円（前年比7.7%減）、経常利益につきましては1億5千3百万円（前年比13.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度において計上した横浜市鶴見区の旧本社跡地売却益が剥落したことなどから1億5百万円（前年比86.6%減）となりました。

各事業部門別の業績は次のとおりです。

[環境装置石油化学部門]

環境装置石油化学部門におきましては、産業用各種燃焼装置、管式加熱炉、石油化学用低NO_xバーナ及び各種ガスバーナなどが主力製品となっております。前連結会計年度において化学系メーカーからの海外向けの大型案件等があったことから、当連結会計年度における売上高は前年比50.1%減の1億4千9百万円となりました。

[工業炉部門]

工業炉部門におきましては、非鉄金属熱処理炉、一般熱処理炉、鋳造炉及び回転炉などが主力製品となっております。自動車関連企業からの大型案件があったものの、前連結会計年度には及ばず当連結会計年度における売上高は前年比6.8%減の5億2千3百万円となりました。

[ボイラ用機器部門]

ボイラ用機器部門におきましては、ボイラ用低NO_xバーナ、ボイラ用省エネルギー装置及びボイラ用パッケージバーナなどが主力製品となっておりますが、受注が好調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比43.2%増の1億7千9百万円となりました。

[工業炉用機器部門]

工業炉用機器部門におきましては、各種工業炉用バーナ及び各種工業炉用低NO_xバーナなどが主力製品となります。各種工業炉用低NO_xバーナなどが順調に推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比2.4%減の2億9千4百万円となりました。

[産業機械用機器部門]

産業機械用機器部門におきましては、各種ロータリーキルン用バーナ、各種シャフトキルン用バーナ及び熱風発生炉などが主力製品となっておりますが、受注が低調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比50.5%減の6千8百万円となりました。

[メンテナンスサービス部門]

各種燃焼設備の整備・工事等を行う、メンテナンス部門におきましては、前連結会計年度より低迷している海外製品の取扱高が回復したことから、当連結会計年度における売上高は前年比93.1%増の2億5千万円となりました。

[部品部門]

燃焼装置・機器の部品販売部門におきましては、前連結会計年度において好調だった海外からの受注が低調に推移したことなどから当連結会計年度における売上高は前年比22.1%減の2億5千8百万円となりました。

[HRS部門]

HRS部門におきましては、鉄・鋳鍛鋼産業関係蓄熱バーナシステムが、主力製品となっておりますが、前連結会計年度において低調であった鉄鋼関連向け製品が大幅に回復したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比50.0%増の3億5千7百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサステイナブルグロウス(持続的成長)を実現するため、「事業基盤の強化」「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの基本方針を掲げて邁進してまいります。

各基本方針に基づく重点戦略は以下のとおりとなります。

①事業基盤の強化

- ・顧客との協創による技術革新の実現
- ・協力会社とのアライアンス体制構築による収益力強化
- ・事業ポートフォリオの拡大
- ・持続的な成長に向けたグループ事業領域の再定義
- ・研究開発機能の強化による新規技術の導入（省エネ、低公害、I o T等）
- ・海外事業の拡大
- ・西日本地区体制強化

②成長戦略を支える強固な経営基盤の構築

- ・本社機能の刷新
- ・I T化（社内システム、開発環境）による業務効率の向上
- ・視点の多様性（ダイバーシティ）を取り入れた組織づくり
- ・西日本地区体制強化
- ・働き方改革・職場の活性化

③環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)を重視した経営

- ・低燃費・低環境負荷の最先端技術をグローバルに提供する事業を通じて、地球環境保全と循環型社会の実現に貢献
- ・コーポレートガバナンス体制強化による更なる社会的信用の向上
- ・新人事制度導入（人と仕事の成長を促進させつつ目標管理・評価制度）

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は10,753千円であり、主な内訳は建物及び構築物5,807千円、工具器具備品4,946千円などです。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 2022年3月期	第81期 2023年3月期	第82期 2024年3月期	第83期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(千円)	1,945,994	2,157,306	2,127,566	2,082,243
経常利益(千円)	149,932	138,123	135,610	153,956
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	127,866	122,658	790,903	105,630
1株当たり当期純利益(円)	3.37	2.91	17.95	2.40
総資産(千円)	4,584,124	5,399,701	5,643,275	5,742,525
純資産(千円)	3,704,477	4,346,894	5,042,159	5,157,008

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第80期につきましては、前年度に続き、新型コロナウイルスの影響等により非常に厳しい状況で推移したことなどから、売上高につきましては大幅な減収となりました。その一方で、利益につきましては、徹底的な経費の削減に努めた結果、親会社株主に帰属する当期純利益計上となりました。

3. 第81期につきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等により社会経済活動が正常化に向かう動きが見受けられたことから、売上高につきまして増収となりました。その一方で、利益につきましては、持分法適用関連会社である株式会社ウェブにおいて先行投資等が嵩んだことによる持分法による投資損失を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては僅かに減益となりました。
4. 第82期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は和らいだものの、不安定な国際情勢や円安などを背景とした燃料及び原材料の高止まりなど、国内外の経済は非常に不安定な状況で推移したことなどから、売上高につきましてやや減収となりました。また、利益につきましては、工業炉部門で受注した大型案件において原価が予算を大幅に上回るケースが発生したことなどにより、経常利益は減益となりましたが、横浜市鶴見区の旧本社跡地売却により固定資産売却益を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては大幅な増益となりました。
5. 第83期につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本ファーンズ株式会社	千円 100,000	% 100	燃焼機器の製造・販売

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配及び管理をする持株会社であり、当社グループは当社、連結子会社1社及び持分法適用関連会社3社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

区 分	事業の内容
工業炉燃焼装置関連事業	①バーナ及び燃焼機器事業 ②プロセスプラント事業 ③工業炉事業 ④委託研究事業 ⑤メンテナンスサービス事業

(12) 主要な拠点等

(当社)

事業所名	所在地
本社	東京都港区

(子会社)

事業所名	所在地
日本ファーンレス株式会社	横浜市神奈川区

(13) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業炉燃焼装置関連事業	81名	2名減
その他の事業	2名	—
合計	83名	2名減

(注) 上記従業員数には、顧問、パートタイマー、持分法適用関連会社の従業員は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
横浜信用金庫	42,937

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,610,000株
(2) 発行済株式総数 44,051,274株 (自己株式457株を含む。)
(3) 株主数 6,235名
(4) 大株主の状況

大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
乙 株 式 会 社	6,137,932株	13.93%
株式会社船カンショートコース	5,000,000株	11.35%
株式会社 船橋カントリー倶楽部	2,200,000株	4.99%
東 拓 観 光 有 限 会 社	1,860,000株	4.22%
株 式 会 社 広 共	1,850,000株	4.20%
株 式 会 社 ト ー テ ム	1,800,000株	4.09%
オリンピア工業株式会社	1,060,000株	2.41%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	598,000株	1.36%
渡 辺 正 博	584,900株	1.33%
横 田 公 一	574,600株	1.30%

(注) 持株比率は自己株式(457株)を控除して計算いたしております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

- ・発行した新株予約権の数
19,600個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式1,960,000株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 8,100円

- ・新株予約権の行使期間
2027年3月1日から2034年2月9日まで
- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付対象者数
当社従業員 (当社役員を除く)	1,100個	2名
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員を除く)	18,500個	54名
合 計	19,600個	56名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	豊田 悦章	
取 締 役	加藤 祐蔵	エコナックホールディングス株式会社 取締役 株式会社キャストリコ取締役 日本ファーマス株式会社取締役
取 締 役	増井 純	有限会社MBL代表取締役
取 締 役	奥村 英夫	エコナックホールディングス株式会社 取締役
監 査 役（常勤）	中村 博之	日本ファーマス株式会社監査役
監 査 役	信太 元紀	信太公認会計士事務所代表
監 査 役	小林 明隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 エコナックホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 信太元紀氏、小林明隆氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏及び監査役 信太元紀氏、小林明隆氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役 信太元紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

2024年6月30日付にて取締役神戸英昭氏（日本ファーマス株式会社取締役兼任）が辞任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
社 内	3名	20,700	1名	3,600	4名	24,300
社 外	2名	3,600	2名	3,600	4名	7,200
計	5名	24,300	3名	7,200	8名	31,500

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は1982年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
2. 監査役の報酬限度額は1993年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上表には、2024年6月30日付で辞任した取締役1名（社内）を含んでおりません。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の個人別報酬額については、社外取締役を過半数以上の構成員とする報酬委員会にて審議の上、その決定に基づき取締役会にて決議しております。報酬委員会においては株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬について検討を行っております。当事業年度に係る取締役の個人別報酬につきましては、報酬委員会の提言に従い決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、当社取締役が当事業年度に受けた報酬等は基本報酬のみとなっております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該法人との関係
取締役	増井 純	有限会社MBL	代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
取締役	奥村 英夫	エコナックホールディングス株式会社	取締役	当社との間に特別な関係はありません。
監査役	信太 元紀	信太公認会計士事務所	代表	当社との間に特別な関係はありません。
監査役	小林 明隆	一番町国際法律特許事務所	弁護士	当社との間に特別な関係はありません。
		エコナックホールディングス株式会社	監査役	当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
増井 純	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
奥村 英夫	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
信太 元紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計に関する意見を述べております。
小林 明隆	社外監査役	就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に法務・コンプライアンスに関する意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アルファ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,300千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題の一つに位置づけ、安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な財務基盤を構築すべく株主資本の充実を図りながら、収益動向とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び、中間配当、期末配当のほか、基準日を定めて配当を行うことができる旨についても定めております。

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサステイナブルグロウス(持続的成長)を実現するため、成長基盤確立に向け、様々な施策を実施しており、内部留保の充実を図りながら成長基盤確立のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、当連結会計年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、成長基盤確立の状況及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりますと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,772,110	流 動 負 債	408,445
現金及び預金	2,583,740	支払手形及び買掛金	279,552
受取手形、売掛金及び 契 約 資 産	626,086	短期借入金	12,000
仕 掛 品	60,099	1年内返済予定の 長 期 借 入 金	5,724
原 材 料	156,673	未 払 法 人 税 等	41,430
未 収 消 費 税	29,153	賞 与 引 当 金	23,153
短期貸付金	301,000	完成工事補償引当金	7,144
そ の 他	15,356	前 受 金	4,238
固 定 資 産	1,970,415	そ の 他	35,203
有 形 固 定 資 産	442,882	固 定 負 債	177,070
建物及び構築物	136,712	長期未払金	2,250
機械装置及び運搬具	1,100	長期借入金	25,213
土 地	292,877	再評価に係る繰延税金負債	20,890
そ の 他	12,192	退職給付に係る負債	115,923
無 形 固 定 資 産	1,025	資産除去債務	11,256
ソフトウェア	1,025	そ の 他	1,536
投資その他の資産	1,526,507	負 債 合 計	585,516
投資有価証券	1,490,738	純 資 産 の 部	
差入保証金	15,721	株 主 資 本	5,189,238
破産更生債権等	58,337	資 本 金	100,000
そ の 他	20,047	資 本 剰 余 金	3,341,508
貸倒引当金	△58,337	利 益 剰 余 金	1,747,944
資 産 合 計	5,742,525	自 己 株 式	△214
		その他の包括利益累計額	△35,047
		その他有価証券評価差額金	△73,119
		土地再評価差額金	38,071
		新 株 予 約 権	2,818
		純 資 産 合 計	5,157,008
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,742,525

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,082,243
売 上 原 価		1,493,258
売 上 総 利 益		588,985
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		451,877
営 業 利 益		137,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,465	
受 取 配 当 金	2,182	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	2,742	20,990
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	677	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	767	
為 替 差 損	634	
新 株 予 約 権 発 行 費	2,062	4,141
経 常 利 益		153,956
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		153,956
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	42,194	
法 人 税 等 調 整 額	△19,036	
過 年 度 法 人 税 等	25,168	48,325
当 期 純 利 益		105,630
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		105,630

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,359,130	流 動 負 債	170,330
現金及び預金	2,055,084	未払金	130,623
未収入金	364	未払費用	1,025
短期貸付金	301,000	未払法人税等	30,801
その他	2,680	預り金	618
固 定 資 産	2,802,969	その他	7,261
有 形 固 定 資 産	423,768	固 定 負 債	42,956
建 物	126,695	長期未払金	2,250
構 築 物	1,851	再評価に係る繰延税金負債	20,890
機 械 及 び 装 置	30	退職給付引当金	10,105
工具、器具及び備品	2,312	資産除去債務	9,710
土 地	292,877	負 債 合 計	213,286
無 形 固 定 資 産	376	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	376	株 主 資 本	4,969,145
投 資 其 他 の 資 産	2,378,825	資 本 金	100,000
投資有価証券	484,887	資 本 剰 余 金	3,341,508
関係会社株式	1,871,403	資 本 準 備 金	942,128
出 資 金	150	その他資本剰余金	2,399,380
破産更生債権等	58,337	利 益 剰 余 金	1,527,851
差入保証金	9,050	利 益 準 備 金	9,213
長期未収入金	10,161	その他利益剰余金	1,518,637
繰延税金資産	3,173	繰越利益剰余金	1,518,637
貸倒引当金	△58,337	自 己 株 式	△214
資 産 合 計	5,162,099	評価・換算差額等	△23,150
		その他有価証券評価差額金	△61,222
		土地再評価差額金	38,071
		新 株 予 約 権	2,818
		純 資 産 合 計	4,948,813
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,162,099

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		282,000
営 業 費 用		145,695
営 業 利 益		136,304
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,204	
受 取 配 当 金	3,695	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	1,300	20,801
営 業 外 費 用		
新 株 予 約 権 発 行 費	2,062	2,062
経 常 利 益		155,042
税 引 前 当 期 純 利 益		155,042
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	35,817	
法 人 税 等 調 整 額	△3,173	
過 年 度 法 人 税 等	25,168	57,812
当 期 純 利 益		97,229

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社N F Kホールディングス
取締役会 御中

アルファ監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 奥津泰彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 磯巧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N F Kホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N F Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し、実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社NFKホールディングス
取締役会 御中

アルファ監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 奥津泰彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 磯 巧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社 N F K ホールディングス
監 査 役 会
常勤監査役 中 村 博 之 ㊟
社外監査役 信 太 元 紀 ㊟
社外監査役 小 林 明 隆 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	とよ だ よし あき 豊 田 悦 章 (1968年10月21日)	1991年4月 安田生命相互保険会社（現明治安田生命相互保険会社）入社 2007年11月 明治建物株式会社入社 2008年4月 当社入社企画部マネージャ 2010年4月 当社IR企画室マネージャ 2014年4月 当社総務グループマネージャ 2018年7月 当社管理部部長 2019年6月 当社取締役 2020年8月 日本ファーンレス株式会社取締役 2022年6月 当社代表取締役（現任） 2023年1月 株式会社トリプルワン取締役（現株式会社キャストリコ）	55,200株
2	か とう ゆう ぞう 加 藤 祐 藏 (1963年11月12日)	2012年12月 エコナックホールディングス株式会社入社管理部課長 2014年4月 同社管理部部長 2014年6月 同社取締役管理部部長 2017年7月 同社取締役管理部門管掌 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年6月 エコナックホールディングス株式会社取締役（現任） 2021年8月 日本ファーンレス株式会社取締役（現任） 2023年1月 株式会社トリプルワン取締役（現株式会社キャストリコ）（現任）	—
3	ます い じゅん 増 井 純 (1970年12月9日)	2000年5月 株式会社ボンテヴェキオホッタ入社 2004年7月 有限会社MBL取締役 2005年4月 同社代表取締役（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年10月 株式会社ウェブ取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 増井純氏は他社の代表取締役なども務めており、経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は5年となります。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
4	おく むら ひで お 奥村 英夫 (1946年11月4日)	<p>2006年2月 エコナックホールディングス株式会社 顧問</p> <p>2006年6月 同社代表取締役社長営業本部長</p> <p>2006年10月 同社代表取締役社長営業本部長兼不動産事業部長</p> <p>2007年7月 同社代表取締役社長不動産事業部長</p> <p>2013年5月 ネステイー株式会社(現株式会社テルマー湯)代表取締役社長</p> <p>2018年7月 エコナックホールディングス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年6月 エコナックホールディングス株式会社 取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>奥村英夫氏は過去に他の上場会社の代表取締役なども務めた経験があり、経営者としての卓越した見識と豊富な経験に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は5年となります。</p>	—

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者はございません。
2. 取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
3. 当社は、取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告をご参照願います。

以 上

